



- ①：罪種が反則行為に該当するものの、違反の行為態様が他の交通主体への迷惑性・危険性が高いものではなく、**指導警告にとどめる**べきもの（例：警察官の警告に従い正しい通行方法を実践）
- ②：罪種が反則行為に該当し、違反の行為態様が悪質であり、検挙すべきもの → **交通反則通告制度**  
（例：ながらスマホで赤信号無視、警察官の警告に従わず赤信号無視、歩道上で歩行者を立ち止まらせてその通行を妨げた）
- ③：罪種が「反則行為以外の悪質・危険な違反行為」であり、違反の行為態様を問わず検挙すべきもの  
→ **刑事手続**

②及び③→検挙相当